

令和3年度甲種防火管理再講習案内

中部上北広域事業組合消防本部
中部上北広域事業組合防火管理講習実行委員会

消防法施行規則第2条の3第1項に規定する「甲種防火管理再講習」を次のとおり実施します。

- 1 日 時 令和3年12月20日(月) 午前9時35分～11時55分
(受付は9時20分から9時35分)

講習事項	過去5年間における防火管理に関する法令改正の概要に関すること
	火災事例等の研究に関すること

- 2 場 所 中部上北広域事業組合消防本部 2階大会議室 0176-62-3142
上北郡七戸町字荒熊内159番地4

- 3 受講料 2,000円 (テキスト代等)
※お釣りのないようお願いします。

- 4 受講定員 20名

- 5 受講申込

(1) 申込方法 「甲種防火管理講習受講申込書」に必要事項を記載のうえ、受講料を添えて申込み下さい。

※「甲種防火管理講習受講申込書」は、消防本部、各消防署に配布しております。消防本部ホームページ内の各種届出様式からもダウンロード出来ます。

ホームページ <http://www.chubukamikita-fd.jp/>

(2) 申込先

	受付時間	受付機関
平日	午前9時～午後5時	中部上北広域事業組合消防本部
	午前9時～午後7時	中央消防署、上北消防署
土日	午前9時～午後7時	東北消防署

(3) 受付期間 令和3年11月15日(月)から11月21日(日)

※受付期間内でも定員に達し次第締め切ります。

6 修了証の交付 全課程を修了した者に修了証を交付します。

7 受講義務の対象者と受講期限

(1) 受講が必要となる対象者

劇場・飲食店・店舗・病院など不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物）のうち、収容人員が300人以上の防火対象物で防火管理者に選任されている方などが対象となります。

(2) 受講期限

新たに防火管理者に選任された方で前回の講習から5年を超えている方は1年以内に、それ以外の防火管理者は最後に受講した日以降における最初の4月1日から5年以内に再講習を受講する必要があります。

8 注意事項

(1) 申込み後は、受講料の払い戻しはいたしません。

(2) 遅刻や早退の場合、修了証の交付はできません。

(3) テキストは、講習当日に配布します。

※ 新型コロナウイルスの感染状況により、延期又は中止になる場合もありますので、当消防本部ホームページをご確認して下さい。

お問い合わせ先
消防本部予防課
電話番号 0176-62-3142